別表一の一(一)の記載整備第四号(一)中「第68条の10第５項（連結納税の承認を取り消された場合のエネルギー環境負荷低減推進設備等に係る法人税額）、」を「又は」に改め、「所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第７号）第15条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の10第５項（連結納税の承認を取り消された場合のエネルギー環境負荷低減推進設備等に係る法人税額）、」を改め、「。以下この号において「平成27年改正法」という。」」「（平成27年改正法附則第116条の規定による改正前の所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第５号）附則第75条（連結法人が試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除の特例に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第８条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の９の２第７項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成24年法律第16号）附則第33条第１項（沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第１条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の14第５項（連結納税の承認を取り消された場合の沖縄の特定中小連結法人の経営革新設備等に係る法人税額）」及び「。以下この号において「平成23年12月改正法」という。」を「される平成23年12月改正法」を「される同法」に改め、「若しくは平成23年12月改正法第19条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の12第７項（連結納税の承認を取り消された場合の事業基盤強化設備等に係る法人税額）」を「、同号(二)中「別表六(二十八)「31」」を「別表六(三十)「31」」に改め、同第五号(二)中「「控除税額(10)」（(8)－(9)と(43)のうち少ない金額）」及び「差引この申告により納付すべき法人税額(11)（(8)－(9)－(10)）」」を「「控除税額(11)」（(8)－(9)－(10)と(44)のうち少ない金額）」及び「差引この申告により納付すべき法人税額(12)（(8)－(9)－(10)－(11)）」」に改め、同第七号中「「連結欠損金の繰戻しによる還付請求税額(13)」及び「還付金額(18)」」を「「連結欠損金の繰戻しによる還付請求税額(14)」及び「還付金額(19)」」に改める。

別表一の一(三)の表を次のように改める。